

## 認知症に係る医療・介護等の提供体制の参考資料

# 認知症施策（共生社会の実現を推進するための認知症基本法より）

令和5年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」において、認知症の人の意向を十分尊重しつつ、良質かつ適切な保険医療サービス等を切れ目なく提供するための体制の整備、相談体制の整備等に関する事項が定められている。

## 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

令和5年法律第65号  
令和5年6月14日成立、  
同月16日公布  
令和6年1月1日施行

### 1. 目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ **認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進**

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

### 2. 基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、**基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。**
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解**を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で**障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができる**とともに、自己に直接関係する事項に関して**意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮**することができる。
- ④ **認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。**
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が**地域において安心して日常生活を営むことができる。**
- ⑥ **共生社会の実現に資する研究等を推進**するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る**予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法**、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための**社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備**その他の事項に関する科学的知見に基づく**研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。**
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の**各関連分野における総合的な取組**として行われる。

### 3. 国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を**策定・実施する責務**を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解**を深め、共生社会の実現に**寄与**するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な**法制上又は財政上**の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

### 4. 認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される**関係者会議**の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

# 認知症施策（共生社会の実現を推進するための認知症基本法より）（続き）

## 5. 基本的施策

- ①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】  
国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策
  - ②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】
    - ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
    - ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策
  - ③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】
    - ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
    - ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策
  - ④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】  
認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策
  - ⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】
    - ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
    - ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
    - ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策
  - ⑥【相談体制の整備等】
    - ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
    - ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策
  - ⑦【研究等の推進等】
    - ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及等
    - ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用等
  - ⑧【認知症の予防等】
    - ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
    - ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策
- ※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

## 6. 認知症施策推進本部

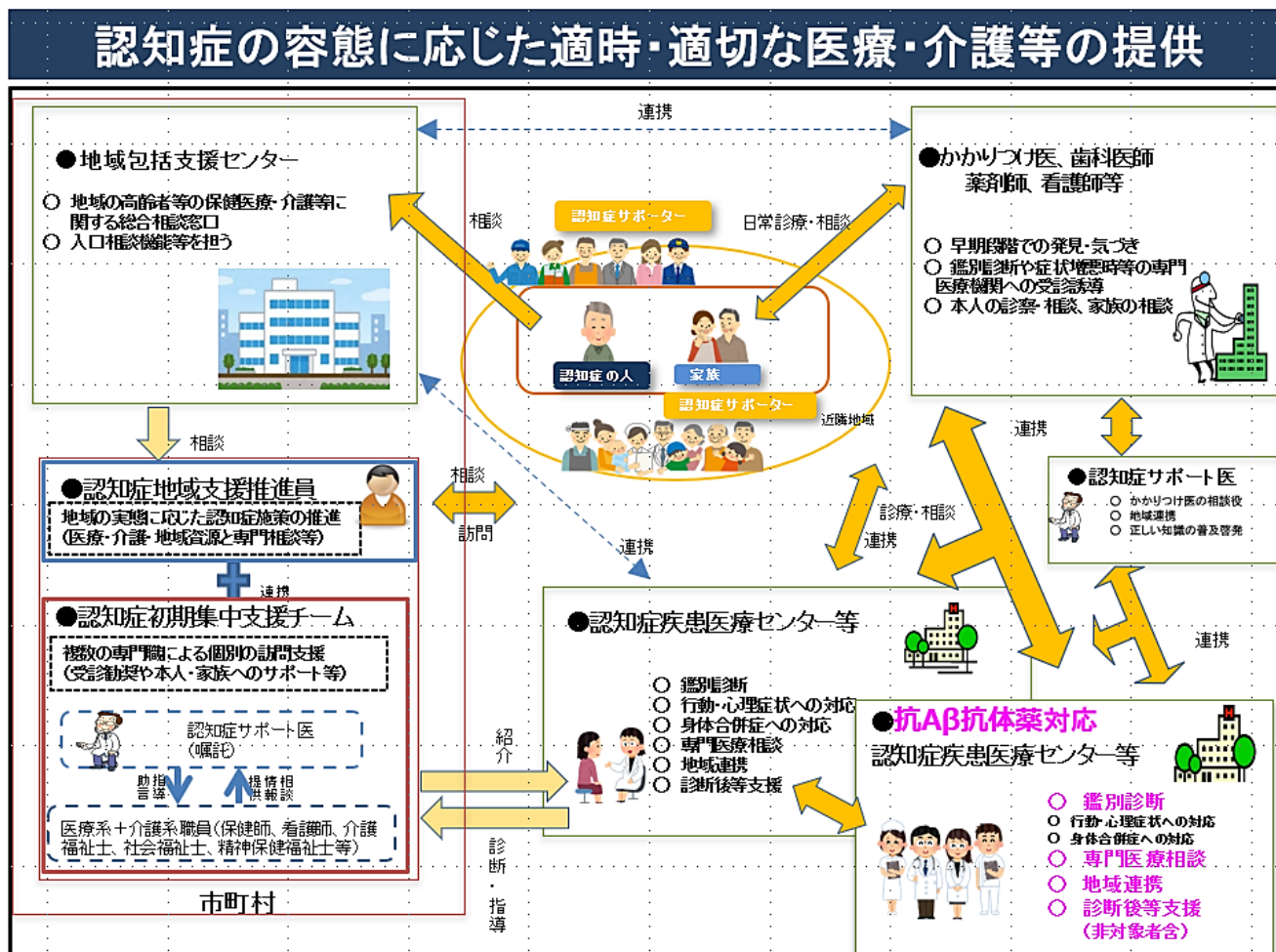
内閣に内閣総理大臣を本部長とする**認知症施策推進本部**を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、**認知症の人及び家族等**により構成される**関係者会議**を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：令和6年1月1日施行、施行後5年を目途とした検討

# 認知症に係る医療・介護等の提供体制の推進

- 認知症に係る医療・介護等の提供体制は、認知症疾患医療センターを中心として医療機関等からの相談対応、療養計画に係る地域の医療機関との連携、診断後等の相談支援等を推進しているが、関係機関の専門職への研修の実施や認知症疾患利用センター等における体制を整備することとしている。



関係機関の専門職への研修の実施 ・ 認知症疾患医療センター等の認知症医療提供体制を整備



## 医療従事者向けの研修の実施体制

- 都道府県等が実施主体となり、認知症対応力向上のための医療従事者向けの研修を実施している。
- 今後、各研修のカリキュラムに、共生社会の実現を推進するための認知症基本法やアルツハイマー病の新しい治療薬などの最新情報を追加する予定。

医療従事者向け認知症対応力向上研修						
	かかりつけ医	歯科医師	薬剤師	病院勤務の医療従事者	看護職員	病院勤務以外の看護師等
開始年度	平成18年度	平成28年度	平成28年度	平成25年度	平成28年度	令和3年度
受講対象	医師 (かかりつけ医)	歯科医師	薬剤師	病院勤務の医療従事者	指導的役割の看護職員	病院勤務以外の看護師等の医療従事者
実施主体	都道府県・指定都市等					
標準的カリキュラム	<b>講義 210分</b> ①かかりつけ医の役割(30) ②基本知識(60) ③診療における実践(60) ④地域・生活における実践(60)	<b>講義 210分</b> ①基本知識(30) ②かかりつけ歯科医の役割(90) ③連携と制度(90)	<b>講義210分</b> ①基本知識(30) ②対応力(90) (薬学的管理、気づき・連携) ③制度等(90)	<b>講義 90分</b> ①目的(15) ②対応力(60) ③連携等(15)	<b>講義 1,080分</b> ①基本知識(180) ②対応力向上講義(330)演習(150) ③マネジメント講義(180)演習(240)	<b>講義 100分</b> ①基本知識(20) ②地域における実践(70) ③社会資源等(10)
	今後、共生社会の実現を推進するための認知症基本法やアルツハイマー病の新しい治療薬など、最新情報の追加を予定					
	演習(任意)			演習(任意)	演習(必修) (上記に含む)	演習(任意)

# 新たなアルツハイマー病治療薬に係る医療・介護等の提供体制に関する情報提供（ホームページ掲載）

- 厚生労働省のホームページにおいて、新たなアルツハイマー病治療薬に係る医療・介護等に関する取組等の情報を一元化したページを公開している。

## 【掲載予定の情報】

- **疾患に係る情報**
- **医療・介護等の提供体制の整備に係る情報**
  - ✓ 認知症疾患医療センター
  - ✓ 医療従事者向けの研修の実施体制 など
- **治療薬に係る情報**
  - ✓ 新たに承認された医薬品の情報（承認情報、薬事・食品衛生審議会での審議、審査報告書、添付文書、患者向医薬品ガイドなど）
  - ✓ 薬価に関する情報、中医協における審議
  - ✓ 最適使用推進ガイドライン、保険適用上の留意事項通知 など
  - ✓ 都道府県のHPを介して、投与可能な個別の医療機関の情報提供 など

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

Google カスタム検索

本文へ お問合わせ窓口 よくある御質問 サイトマップ 国民参加の場

テーマ別を探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 認知症施策

福祉・介護 **認知症施策**

政策について

- 分野別の政策一覧
- 健康・医療
- 福祉・介護
- 障害者福祉
- 生活保護・福祉一般

1. 認知症について知りたい方へ 2. 認知症施策を知りたい方へ

3. 行方のわからない認知症高齢者等をお探しの方へ 4. 認知症サポーターの取り組み

5. 調査研究 6. 認知症とともに生きる希望宣言 7. ソーシャルメディア

8. 認知症介護研究・研修センター 9. 日本認知症官民協議会 10. 普及啓発の取り組み

11. 国際 12. 関係事項

## 各地域におけるアルツハイマー病抗アミロイドβ抗体薬治療にかかる新たな相談・医療体制

### 各地域におけるアルツハイマー病抗アミロイドβ抗体薬治療にかかる新たな相談・医療体制

- 北海道 ▶ 青森県 ▶ 岩手県 ▶ 宮城県 ▶ 秋田県 ▶ 山形県 ▶ 福島県
- 茨城県 ▶ 栃木県 ▶ 群馬県 ▶ 埼玉県 ▶ 千葉県 ▶ 東京都 ▶ 神奈川県
- 新潟県 ▶ 富山県 ▶ 石川県 ▶ 福井県 ▶ 山梨県 ▶ 長野県 ▶ 岐阜県
- 静岡県 ▶ 愛知県 ▶ 三重県 ▶ 滋賀県 ▶ 京都府 ▶ 大阪府 ▶ 兵庫県
- 奈良県 ▶ 和歌山県 ▶ 鳥取県 ▶ 島根県 ▶ 岡山県 ▶ 広島県 ▶ 山口県
- 徳島県 ▶ 香川県 ▶ 愛媛県 ▶ 高知県 ▶ 福岡県 ▶ 佐賀県 ▶ 長崎県
- 熊本県 ▶ 大分県 ▶ 宮崎県 ▶ 鹿児島県 ▶ 沖縄県
- 札幌市 ▶ 仙台市 ▶ さいたま市 ▶ 千葉市 ▶ 横浜市 ▶ 川崎市 ▶ 相模原市
- 新潟市 ▶ 静岡市 ▶ 浜松市 ▶ 名古屋市 ▶ 京都市 ▶ 大阪市 ▶ 堺市
- 神戸市 ▶ 岡山市 ▶ 広島市 ▶ 北九州市 ▶ 福岡市 ▶ 熊本市

（※都道府県名をクリックすると、ホームページ上で情報公開を行っている地方自治体の関連ページにつながり、認知症疾患医療センターを中心とした地域の相談・医療体制が載っています。）

政策について

- 分野別の政策一覧
- 健康・医療
- 福祉・介護
- 障害者福祉
- 生活保護・福祉一般
- 介護・高齢者福祉
- 雇用・労働
- 年金
- 他分野の取り組み
- 組織別の政策一覧

# 抗アミロイドβ (Aβ) 抗体薬治療までの手順概要

かかりつけ医等



鑑別診断

各種検査



MCIもしくは軽度認知症



MRI

神経心理検査 CDR/MMSE

※アミロイドPET/※脳脊髄液検査



#抗Aβ抗体薬投与

かかりつけ医や（初回投与機関以外の）専門外来等  
における検査と診断

- 内科疾患、精神疾患、脳腫瘍等の除外など
- 軽度認知障害(MCI)・軽度認知症かどうか
- アルツハイマー病らしいかどうか

原因としてアルツハイマー病が疑われる

抗Aβ抗体薬投与適用の判定のためのMRI・神経  
心理検査は初回投与医療機関での実施が必須  
（※は連携施設での実施も可）

- アルツハイマー病による認知機能低下かどうか
- 認知機能障害の程度が適用範囲かどうか
- 抗Aβ抗体薬投与禁忌に該当していないか
- アミロイド病理の有無  
（#は認知症疾患医療センター等医療機関で実施）